

労務に関する情報

●各種保険料率の改定

(1) 介護保険料率の引き上げ(3/1適用)

介護保険料	会社負担	本人負担
1.55%	0.775%	0.775%

(2) 健康保険料率の引き上げ(3/1適用：山口県)

健康保険料	会社負担	本人負担
1.03%	5.015%	5.015%

(3) 国民年金保険料の引き下げ(4/1適用)

・14,980円

(4) 雇用保険料の引き下げ

・先月号にて記載済み

※給与計算システムの料率変更にご留意下さい。

●建設業者の社会保険未加入の対策強化

報道資料によりますと、「建設業の社会保険未加入対策の一環として国土交通省は、直轄土木工事の積算で事業者が負担すべき法定福利費を適切に計上できるように、現場管理費の算定方法を見直すことを決めた。諸経費動向調査で得られた法定福利費について、社会保険加入率が100%となることを前提に現場管理費の計算式を改める。これによって、工事費に占める法定福利費の割合は平均で現行の3.36%から4.1%に高まり、予定価格は0.8%上昇することになる。4月1日以降に入札する工事から適用する。」と報じられています。厳しい社会保障財政の状況、公平性の観点から遅きに失した感もありますが...

具体的には、左記の様な対策が講じられるようです。

- (1) 許可更新時の加入状況確認・指導
- (2) 経営事項審査の厳格化
- (3) 建設業関連連行行政部による立入検査
- (4) 建設業行政上の指導・処分
- (5) 社会保険担当部局との連携
- (6) 厚労省部局から事業所への働きかけ
- (7) 元請企業による下請指導
- (8) 発注者への要請・周知、元請の指導
- (9) 建設業者団体の自主的取組

未加入対策のスケジュール

第1段階 (周知啓発重点期間)	第2段階 (加入指導重点期間)	第3段階 (保険加入者優先期間)
立入検査などの対象となる事業所は、使用人数・完工高・経営事項審査受審企業などを勘案して決定する。工事現場に関しては大臣許可業者が請け負う公共工事と大規模民間工事(20億円以上)を重点に調べる予定。	第2段階以降は、対象となる規模を広げていき、17年度以降は、元請けが未加入事業者とは契約せず、未加入労働者の現場入場を認めないことも視野に入れたうえ、全ての事業者などに必要な措置を講じることを目指す。	

未加入対策の工程表によると、3段階に分けて実施され、指導・通報しても加入しない企業は、営業停止など行政処分を視野に、17年度以降は、未加入事業者とは契約せず、未加入の作業員の現場入場を認めない体制の構築を目指すとしています。その他、経営事項審査(経審)で保険未加入企業の減点幅を広げる措置、建設業許可・更新時における未加入企業の指導及び加入状況の報告義務等、全方位的に対処するようです。

この社会保険未加入対策は、国土交通省だけの措置に留まらず、他の省庁の管轄事業所にも動きが出てきています。

紙面では詳細は申し上げられませんが、「社会保険未加入の取引先には仕事を発注しない」旨を発注企業から通告されたと言う事例を他県の同業者から数例耳にしました。現状では、事業所に社会保険の適用がある場合でも、事業所の都合、労働者の都合、或いは両者の利害の一致で、個人毎に選別して社会保険に加入していないケースが多く見受けられます。「社会保険は正社員のみ加入するので契約社員にはない」、建設業界で多く見受けられる「偽装一親方」などは昔から取られている古典的な手法です。形式的に外注扱い(請負契約)にして社会保険の加入を逃れるのですが、殆どのケースにおいて実質上は労働者労働契約です。全国的には相当数がこのケースで社会保険の加入を逃れていると推察されます。それらの中には、所得も申告せず、国民健康保険にも加入していない強者も一定程度存在します。社会保険の調査は性善説に基づいて行われますから、通常このケースでは未加入者は把握出来ません。しっかりと決算資料を読み込める者が行えば把握可能でしょうが、残念ながら現状ではほど遠い状況です。本来であれば、管轄省庁がしっかりと機能していれば未加入対策なるものは不要だったと考えます。社会保障費の公平な分担の観点からも効果のある対策を望むところです。

赤井労務マネジメント事務所
 社会保険労務士 赤井孝文
 URL <http://www.6064.jp>